

## 山武市非農地証明事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地の対象とならない土地（以下「非農地」という。）に関して、申請者からの申出により交付する非農地証明書について、必要な事項を定めることにより農地行政の円滑化と農地法の適正な運用を図ることを目的とする。

(非農地証明の対象とする土地)

第2条 非農地証明の対象とする土地は、次に掲げる要件を全て満たしている土地とする。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第10条第3項に規定する農業振興地域整備計画における農用地区域外の土地
- (2) 農地法第51条の規定による処分に係る土地又は是正指導等の処分の対象でない土地
- (3) 現に農地台帳に登載されている土地
- (4) 非農地証明の対象とする土地の全域が非農地の状態にある土地
- (5) 農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では、耕起及び整地できない土地）、かつ、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であり、次のいずれかに該当する土地
  - ア 森林の様相を呈している等、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地
  - イ 土地の周囲の状況から判断し、当該土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる土地

(申請者)

第3条 非農地証明書の交付申請ができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 所有権の全部又は一部を有する者
- (2) 所有権の全部又は一部を有する者が死亡した場合におけるその者の法定相続人
- (3) 前2号に掲げる者に代わって申請を行う権限を有する者（以下「代理人」とい

う。)

(交付申請)

第4条 申請者は、非農地証明書の交付を受けようとするときは、非農地証明申請書(別記第1号様式)を山武市農業委員会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

2 申請者は、非農地証明申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 土地の登記事項証明書(非農地証明申請書の提出日前3か月以内に発行された全部事項証明書に限る。原本を提示する場合は、写しの提出でも可)
- (2) 土地の公図の写し
- (3) 土地の位置を示す地図
- (4) 土地改良区の受益地の場合は、土地改良区の意見書
- (5) 申請者が法定相続人である場合は、戸籍全部事項証明書その他法定相続人であることを証する書類
- (6) 土地が共有地である場合その他申請者が土地の全ての権利を有していない場合は、申請者が責任をもって対処する旨の確約書(別記第2号様式)
- (7) 委任状(代理人が願い出る場合)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める資料

(交付の判定)

第5条 会長は、前条第1項の規定により非農地証明申請書が提出された場合は、該当する土地の現地調査を行うものとし、原則として農業委員会の委員及び担当地区農地利用最適化推進委員に当該調査を命じるものとする。また、必要に応じ、その他委員に当該調査に加わるよう命じることができるものとする。

2 前項の規定により現地調査を行った結果、疑義が生じたときは、会長が必要と認められた者に出頭を求め、現地調査に同行させること及び事情を聴取することができる。

3 交付の判定に当たっては、第2条各号に規定する要件を全て満たしている土地であっても、当該土地が農業以外の用途に供されることによる周辺農地における営農条件の支障の有無について検討を行うものとする。なお、第3条各号に掲げる者のほか、第3条各号に掲げる者の利害関係人等、個人の個別的な事情については、判断に影響を及ぼさないものとする。

(審議及び可否の決定)

第6条 非農地証明申請の可否について、前条の判定に基づき、農業委員会の総会において審議し、決定するものとする。

(非農地証明書の交付等)

第7条 会長は、前条の規定により該当する土地が非農地であると決定したときは、申請者に非農地証明書(別記第3号様式)を交付するものとする。

2 会長は、該当する土地が非農地でないと決定したときは、申請者に非農地証明申請書に対する通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

(手数料)

第8条 前条第1項の規定により非農地証明書を交付する場合は、山武市手数料条例(平成18年山武市条例第57号)の規定により、申請者から手数料を徴収するものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、山武市農業委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年1月1日から施行する。

別 記

第1号様式(第4条関係)

## 非農地証明申請書

年 月 日

山武市農業委員会会長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

下記の土地について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明を申請いたします。

記

1 証明を申請する土地

土地の所在	地番	登記地目	面積 (㎡)

2 上記土地所有者の住所・氏名

3 その他参考事項

第2号様式 (第4条関係)

確 約 書

山武市農業委員会会長 様

下記の土地について、非農地証明申請書を（ 相続人 ・ 共有者 ）として単独で提出しておりますが、この件について問題が発生した場合は、責任をもって対処し、山武市農業委員会には一切ご迷惑をおかけしないことを確約いたします。

記

土地の所在	地番	登記地目	面積（㎡）

年 月 日

申請者 住所

氏名

印

被相続人との続柄（ ）

第3号様式（第7条関係）

非農地証明書

第 号

年 月 日

様

山武市農業委員会会長



下記土地は、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことを証明いたします。

記

1 申請のあった土地

土地の所在	地番	登記地目	面積 (㎡)

第4号様式 (第7条関係)

非農地証明申請書に対する通知書

第 号  
年 月 日

様

山武市農業委員会会長



年 月 日付けで非農地証明申請のあった下記の土地については、  
下記理由により証明することはできません。

記

1 申請のあった土地

土地の所在	地番	登記地目	面積 (㎡)

2 非農地証明ができない理由